

高知デジタルカレッジ受講規約

本受講規約（以下「本規約」という。）は、高知県商工労働部産業デジタル化推進課（以下「県」という。）が運営する高知デジタルカレッジの講座を受講するにあたっての契約条件を記載しています。

（受講申込）

第1条 受講申込者（以下「申込者」という。）は、高知デジタルカレッジのWebサイト（<https://kochi-digital-college.jp/>）に掲載された講座の詳細情報（以下「講座詳細」という。）の内容及び本規約に同意の上、受講を申し込むものとします。

（受講者の決定）

第2条 県は、当該講座の申込者の中から受講者の決定を行います。その際、申込者が講座の定員を超えた場合やその他講座詳細で定めている講座運営上必要な理由がある場合は、受講をお断りする場合があります。

（受講契約の成立）

第3条 前条に定める受講の決定を受けた者が、県が指定する期日までに受講料を支払い、県が受講料納入の確認をした時点で契約が成立したものとします。以下、本項に定める受講に関する契約を「受講契約」といいます。

2 前項の定めにかかわらず、次の各要件を満たすことを条件として受講契約が成立するものとします。

- (1) 申込者が未成年（18歳未満）であるときは、親権者の同意があること
- (2) 年齢等の受講条件のある講座にあつては、受講条件を満たしていること
- (3) 原則として、インターネット等の通信手段を通じて提供される講座を受講するために必要な通信機器、通信回線及びその他の設備を申込者の費用と責任において準備できること
- (4) 県との連絡が可能な自己名義のメールアドレスを保有していること
- (5) その他、当該講座に定められた条件を満たすこと

（拒否事由）

第4条 県は、次に定める事由が認められるときは、申込をお断りすることがあります。

- (1) 申込者が、第3条第2項各号に掲げる要件を満たさないおそれがあるとき
- (2) 反社会的勢力等であるか又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとお認められるとき

(3) その他、県が不相当と認めたとき

(受講開始日)

第5条 原則として、受講契約の成立後、講座詳細に記載された講座開始日以降に受講が可能になります。

(受講料の返金不可)

第6条 県は、受講開始日以降においては、受講を途中で中止した場合の他いかなる理由でも納入済みの受講料は一切返金しません。ただし、講座が開催できなかった場合や講座開始日の前日までに受講者から受講辞退の申し出があった場合は、その限りではありません。

(禁止行為)

第7条 受講者は、講座の受講にあたり、自ら又は第三者をして以下の各号のいずれかに該当する行為又はそのおそれのある行為をしてはなりません。県が、これらの禁止行為を受講者が行っていると認めた場合は、受講契約成立後でも受講をお断りすることがあります。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反し又は善良な風俗を害する行為
- (3) 県、講師、他の受講者及びその他の第三者の知的財産権又はプライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為
- (4) 県、講師、他の受講者及びその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (5) 講師に対する嫌がらせ、不良行為、その他講座の進行を妨げる等のハラスメント行為
- (6) 講師の雇用条件、住所又はインターネット回線等、県が開示していない情報を詮索する行為
- (7) 異性との出会いを目的とした行為
- (8) 県が事前に許諾しない本講座上での宣伝、広告、勧誘又は営業行為
- (9) 県、講師及び他の受講者その他の第三者を誹謗中傷、名誉を傷つける行為又はそのおそれのある行為
- (10) 以下に該当すると県が判断した情報を本講座又は外部 SNS 等において提供又は投稿する行為
 - ア 事実と反する情報又は誤解を招く表現を用いる情報
 - イ 過度に暴力的又は残虐な表現を含む情報
 - ウ コンピューターウイルスその他の有害なプログラムを含む情報
 - エ 過度にわいせつな表現を含む情報
 - オ 差別を助長する表現を含む情報
 - カ 自殺又は自傷行為を助長する表現を含む情報

- キ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ク 反社会的な表現を含む情報
 - ケ ジャンクメール、スパムメール又はチェーンメール等の第三者への拡散を求める情報
 - コ 違法な勧誘、宣伝等を含む情報
 - サ 他人に不快感を与える表現を含む情報
 - シ 面識のない異性との出会いを目的とした情報
 - ス 上記各情報に類する情報
- (11) 県、講師、他の受講者及びその他の第三者に成りすます行為
 - (12) 反社会的勢力等への利益供与行為
 - (13) 本規約に違反する行為及び講座の趣旨・目的に反する行為
 - (14) その他、県が不適切と判断する行為